

屋外広告物許可事務の取扱いの変更について（通知）

本市は、平成 14 年 4 月 1 日に埼玉県より屋外広告物の許可事務の移譲を受け、当該許可事務を実施しているところですが、平成 30 年 4 月に屋外広告物の許可事務について、埼玉県の取扱いに一部変更がなされたため、平成 31 年 4 月 1 日から、建造物から独立した広告物についての取扱いを一部変更いたします。

平成 30 年度までは、建造物から独立した広告物について、市では、許可不要の基準を超えたものについてのみ許可申請を必要としてきましたが、平成 31 年度から、建造物から独立した広告物について許可不要の基準を超えている広告物が 1 つ以上ある場合は、全ての広告物について許可が必要となります。

ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に許可を受けているものについては、平成 31 年 4 月 1 日から通算して 2 度目の更新許可申請から変更後の取扱いとなります。

今後更新許可申請について大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくをお願いします。

問合せ先

埼玉県朝霞市本町 1 - 1 - 1

朝霞市役所 開発建築課 建築指導係

電話番号 048-463-2585

F A X 048-463-9490